

※裏面は倒産防止共済のご案内です。申込希望の方は必ずお読みください。

必読

小規模企業共済年内申込手続き希望の方々へ

年内に申込手続きを希望される方は、以下の点にご注意いただき
お手続きを進めていただきますようお願いいたします。

①小規模企業共済締め切り日（受付日）

- 本組合での加入・増額申込手続きは令和4年12月20日(火)までです。

※郵送での加入申込手続きも、本組合に12月20日(火)必着をお願いいたします。

※金融機関窓口での口座確認印の取得をお忘れなきよう、お願いいたします。

②小規模企業共済の加入申込みについて

- 【現金なし】を選択の場合、初回口座振替が翌々月となります。

11月以降に【現金なし】で申込みをした場合、初回振替が翌年となり、令和4年分の所得控除の対象とはなりません。必ず【現金あり】を選択してください。

また、原則として書類受付月の翌々月に初回振替となりますが中小機構での審査状況により初回振替月の遅延が発生する場合がありますので、10月までの申込時においても【現金あり】での申込みをおすすめいたします。

- 【現金あり】を選択し、12月20日(火)までに本組合指定口座にご入金いただき本組合に不備のない申込書が到着していれば、年内の加入となります。

なお、本組合指定口座への着金が1月となった場合加入は1月となり、令和4年分の所得控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。

(現金書留等でご郵送いただく場合も同様です。)

※本組合指定口座は、別紙「申込要領」に記載がございます。

③小規模企業共済の増額について

- 掛金月額を増額する際に【現金なし】を選択した場合、前納の有無や払込区分によっては年内に増額分の振替請求が間に合わない可能性がありますので【現金あり】での申込みをおすすめいたします。

④小規模企業共済の一括納付・払込区分変更について

- 既に加入している方が12月分の振替の際に一括納付または払込区分を変更される場合本組合に11月10日(木)必着となるようお願いいたします。

年末時は窓口業務が大変混雑いたします。

12月7日(水)頃までのお手続きをおすすめいたします。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、なるべく郵送での手続きにご協力いただきますようお願いいたします。

※小規模企業共済の申込書は平成28年4月版以降のみ使用できます。

※「平成」の印字がある書式につきましては二重線を引き、
「令和」と訂正いただきますようお願いいたします（訂正印は不要）。

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
東京税理士協同組合会館
東京税理士協同組合：業務課

TEL 03 (5363) 2011 FAX 03 (5363) 2008